

9月から

# 未就学児の福祉医療費 窓口無料化が始まります

平成30年8月1日発行  
保険医療助成課  
☎229-3158 FAX 229-5001

今年9月から、6歳までの子どもの医療費について、窓口で支払いをせずその場で助成を受けられる窓口無料化を市内の医療機関で実施します。

現在、福祉医療費助成制度では、窓口で医療費を支払った後、口座へ振り込む償還払い方式で助成していますが、次のいずれにも当てはまる場合、窓口負担が無料になります。

津市の福祉医療費(子ども医療費・一人親家庭等医療費・障がい者医療費)の受給資格がある6歳までの子ども  
※6歳になった日以降の最初の3月31日まで、4月1日生まれの人は前月末日まで



市内の医療機関(医科・歯科・調剤薬局・訪問看護ステーション)での、保険適用となる医療費であること



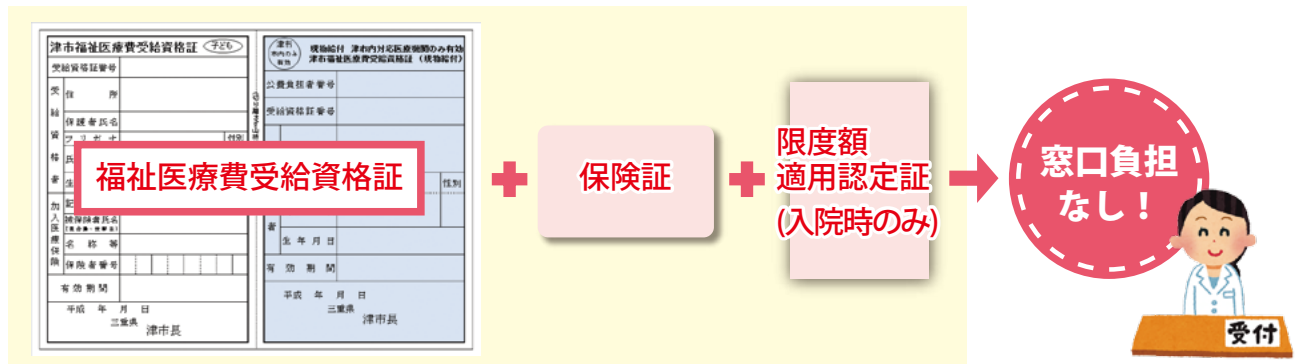
受診時に窓口無料化に対応した福祉医療費受給資格証(現物給付用)を提示すること



国民健康保険加入者の入院の場合は、保険者から発行される限度額適用認定証を提示すること



## 受診時には、毎回窓口で提示してください!



※公費負担医療制度(小児慢性特定疾病や育成医療など)の受給者証を持っている人は一緒に提示してください。

### 申請手続き

- 受給資格があり9月以降も引き続き資格がある人には、窓口無料化に対応した受給資格証を8月下旬に郵送しますので、手続きは不要です。
- 更新申請書が届いた人は手続きが必要です。必要書類を添えて8月中に提出してください。
- まだ受給資格がない人は、手続きが必要です(所得制限あり)。

### 注意事項

- 保育所、幼稚園、認定こども園でのけがや病気による診療、交通事故など第三者行為による診療のときは、受給資格証は使用しないでください。
- 市外への転出などで受給資格を喪失した後は、受給資格証は使用できません。速やかに返還してください。

### 窓口無料にならないもの

次のものは医療費助成の対象となりませんので、窓口でお支払いください。

- 入院時の食事療養の標準負担額
- 保険適用とならないもの(健康診査、予防接種、差額ベッド料など)
- 保育所、幼稚園、認定こども園でのけがや病気による診療で、日本スポーツ振興センター災害共済の給付対象となるもの
- 交通事故など第三者行為による診療

### 受診時に受給資格証を提示できなかった場合は

窓口で医療費を支払うこととなりますが、後日受給資格証を医療機関に提示すれば、償還払い方式で助成します。